

○ 大和市災害派遣手当及び大和市武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第32条第1項の規定による本市に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において準用する法第32条第1項の規定による派遣職員に支給する武力攻撃災害等派遣手当(以下これらを「手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

- ・ 「災害対策基本法」に位置付ける地震、風水害等や「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」で想定される事態が発生し、国(指定地方行政機関)、都道府県、他の市町村に対し職員の派遣要請を行った際に、当該派遣職員が本市域に滞在期間中必要な経費を本市が支給するための根拠規定を定めたものです。

(手当額等)

第2条 手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて本市内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が本市内に到着した日から同地を出発した日の前日までの間とする。

- ・ 本市に派遣される職員が、その生活の本拠地を離れ、本市域に滞在するために必要とする手当の額と派遣期間の算定について、定めたものです。
- ・ 政令(災害対策基本法施行令第19条)には、災害派遣手当の額は、「総務大臣が定める基準(昭和51年3月4日自治省告示第30号)に従い、・・・市町村の条例で定める額を支給するものとする」と定められており、本市においても別表のとおり基準額を定めています。

(支給方法)

第3条 手当の支給方法は、市長が別に定める。

- ・ 手当の支給は、その災害の種類、程度、派遣期間等により、その都度適切な方法を選択し、状況にあった方法で支給する必要があることから、災害事案ごとに別途定めるものとします。

別表(第2条関係)

利用施設の区分 滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる 施設	その他の施設
30日以内の期間	1日に付き 3,970円	1日に付き 6,620円
30日を超え60日以内の期間	同 3,970円	同 5,870円
60日を超える期間	同 3,970円	同 5,140円

備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。